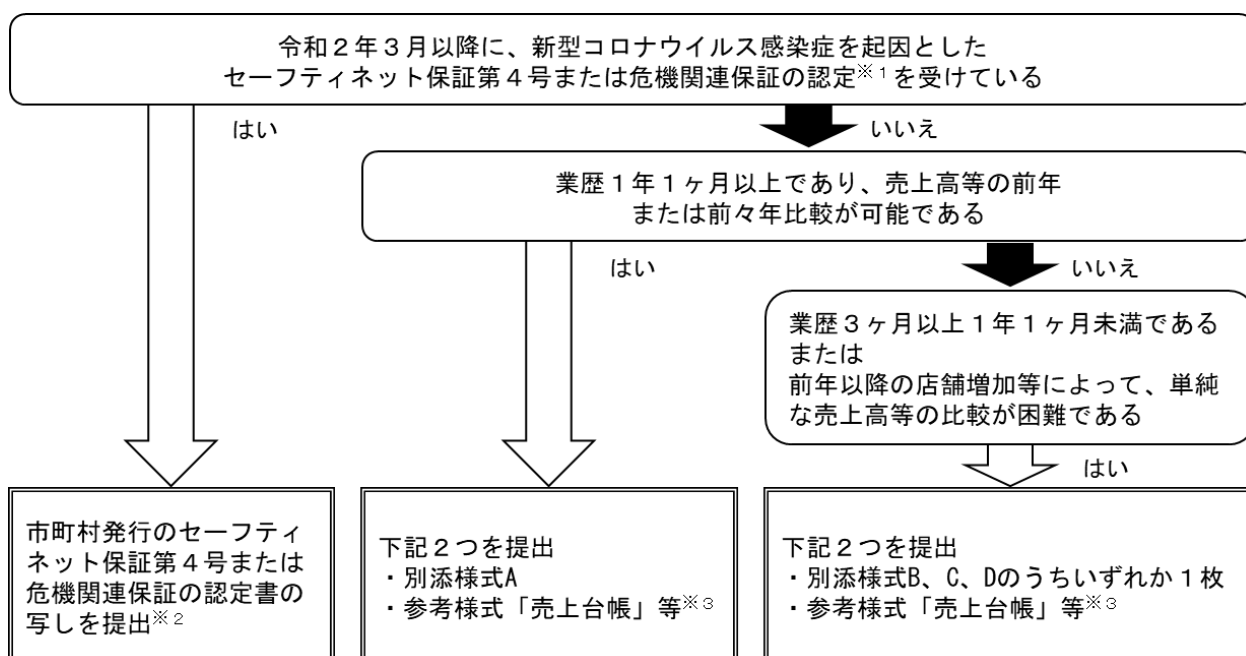


# 令和3年度社会ニーズ対応型ロボット・システム 関連製品開発・実証支援事業補助金交付要綱第23条 新型コロナウイルス感染症の影響に係る特例適用申請マニュアル

**補助金の交付申請時（※）**に、補助金交付要綱第23条の「新型コロナウイルス感染症の拡大による影響で、原則として売上高等が前年または前々年同月と比較して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年または前々年同期と比較して15%以上減少することが見込まれる県内企業（グループの場合はグループのリーダー）」に該当する場合は、併せて**補助率について特例の適用を申請**することができます。

※公募期間に提出する提案書への添付資料ではありません。



※1）セーフティネット保証第4号の認定：「中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく市町村の認定」

危機関連保証の認定：「中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づく市町村の認定」

※2）福岡県内において、令和二年新型コロナウイルス感染症を発動事由に発行されているものであれば、有効期間が切れているものでも構いません。

※3）様式A～Dの提出時は、売上高が確認できる売上台帳、確定申告書の控え等を添付して下さい。

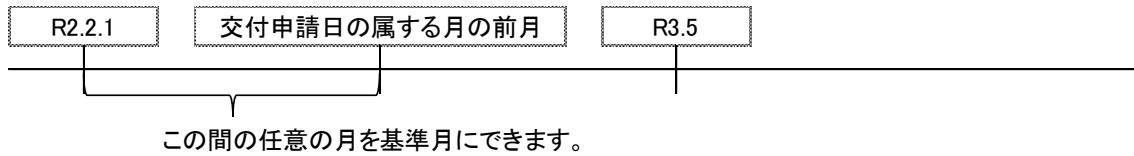
指定の様式に記載する売上高等の比較の基準となる月は、令和2年2月から交付申請日の属する月の前月までの任意の月（ア）を選択することが可能です。

ただし、危機関連保証の考え方を準用するため、「令和二年新型コロナウイルス感染症」を発動事由とする危機関連保証の指定期間（令和2年2月1日から令和3年6月30日まで（※））

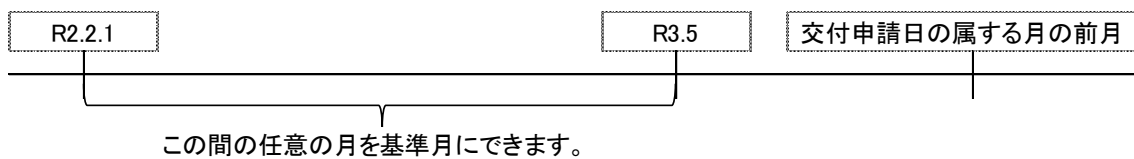
に対応する売上高等の基準となる月（令和2年2月から令和3年5月まで（※）内の任意の月（イ）と上記（ア）の、いずれか早い方の月までが基準月の対象となります。

（※）危機関連保証の指定期間は延長される可能性があり、延長された場合はその取扱いについて別途通知します。

（1）「交付申請日の属する月の前月」が令和3年4月以前の場合



（2）「交付申請日の属する月の前月」が令和3年5月以降の場合



例1）令和3年5月15日付けで補助金の交付を申請する場合

→交付申請日の属する月（5月）の前月…4月：（1）に該当

⇒令和2年2月から令和3年4月までの任意の月を「基準月」にすることができます。

例2）令和3年6月20日付けで補助金の交付を申請する場合

→交付申請日の属する月（6月）の前月…5月：（2）に該当

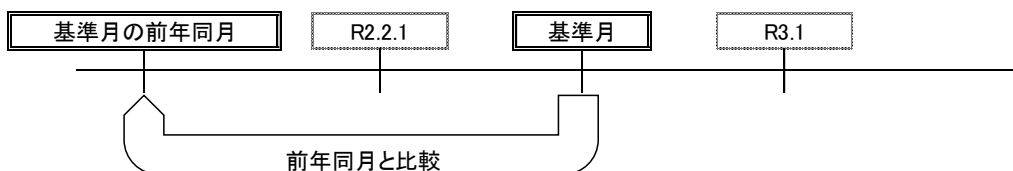
⇒令和2年2月から令和3年5月までの任意の月を「基準月」にすることができます。

例3）令和3年7月10日付けで補助金の交付を申請する場合

→交付申請日の属する月（7月）の前月…6月：（2）に該当

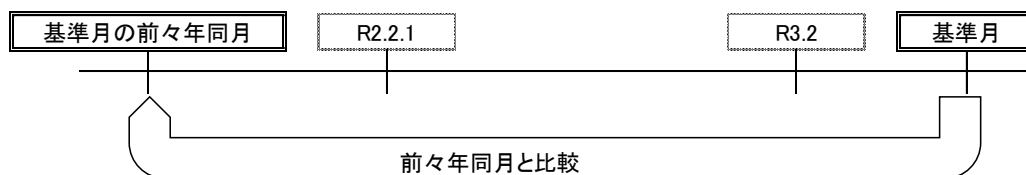
⇒令和2年2月から令和3年5月までの任意の月を「基準月」にすることができます。

（1）「基準月」が令和2年2月～令和3年1月以前の場合

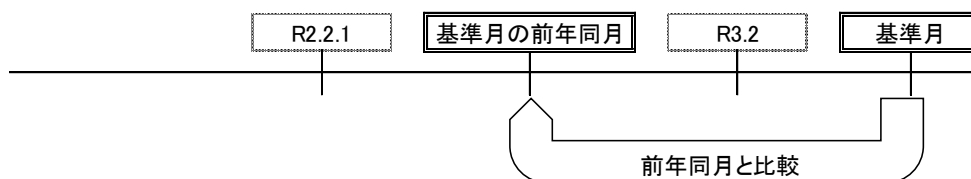


(2) 「基準月」が令和3年2月以降の場合

①原則



②例外（①の比較時に売上が15%以上減少していないとき）



交付申請時において、「業歴3ヶ月以上1年1か月未満の事業者」または「前年以降の店舗増加等によって、単純な売上等の前年比較が困難な事業者」は、様式BからDのいずれかの様式を選択して提出することにより、特例の適用を申請できます。